

東北地方太平洋沖地震により被災されたみなさまに 心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い 復興をお祈りいたします。

～日本年金機構から大切なお知らせです～

被災地の被保険者、事業主、船舶所有者のみなさまへ

国民年金保険料の免除についてのお知らせ

- 1 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
- 2 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。
- 3 免除の申請手続きは、平成23年7月末日までに行ってください。

※ 保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きをとっていただく必要がありますので、速やかにお近くの年金事務所までご相談ください。

<被災により国民年金保険料の免除を申請される方へ>

国民年金保険料免除申請書に被災状況届（国民年金保険料免除申請用）を添付していただく必要があります。記載された書類は、ご住所地の市区町村役場またはお近くの年金事務所へご提出くださいますよう、お願いします。

また、ご本人が提出できない場合は“委任状”が必要となりますので、ご注意ください。

社会保険料の納期限の延長についてのお知らせ

1 社会保険料の納期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、その納期限が延長されることとなりました。

- ① 平成23年3月11日以降に納期限が到来するもの
- ② 次の地域に所在地を有する事業所、事務所、船舶所有者及び被保険者等が納付するもの

[青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県]

※ 対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直ししていくこととしています。

※ 納期限の延長に該当する社会保険料について、督促状が到着した場合は、無効ですので破棄いただきますようお願いいたします。

2 延長後の社会保険料の納期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、後日お知らせいたします。なお、納入告知書（納付書）に記載された納期限は延長する前の納期限ですので、延長後の納期限にお読み換え願います。

3 社会保険料の口座振替について

社会保険料の納期限が延長されることに伴い、対象地域に所在地を有する事業所等については、延長期間中は一律に社会保険料の口座振替を停止することと致しました。

延長期間中の社会保険料の納付については、お手数をおかけ致しますが、延長された納期限までに、後日送付します納入告知書（納付書）により、金融機関の窓口で納付していただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-707-118（通話無料）

期 間 : 平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

※一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でもお受けしています。